たちのニーズに合ってない、だから自分たちでやりましょうという話であるとすれば、私 も今の保険会社が商品開発の十分な企業努力をやってきたと思わないんだけど、彼らがそ ういうことをこれからやる可能性はないのかというと、それは彼らなりにやっていく可能 性はあるだろうし、一般論としていえばそういう可能性を伸ばすような市場の仕組みをつ くっていかなければならないというのは、これは今の日本の国のコンセンサスとしてある んだろうと思うんですね。そうだとすると、それと対等でないところでしか十分なニーズ にこたえる商品を開発できないという理屈はどういうことなのかなと。その説明をお聞き したいんですよ。なぜそれだけすごい商品開発能力があるんだろうという意地悪な話なん だけど。

〇小川委員

意地悪とは思わないですけども、生協も問われていると思うのは、生活者のニーズというのは非常に複雑多様になってきていて、しかも国が出される社会保障は不安定になってきていて、お金がないと生活できないという不安はすごく今持っていると思います。生活協同組合というのは自分たちの意見を出し、その討議をし、そして決定していくという、非常に身近なところで自分の生活保障をつくる可能性が非常にあるところですね。そういう意味での商品開発、共済の対応力を多様につくっていく議論ができ、それを自分たちが使えるような制度にしていくということの身近なところはあると思うんですね。じゃあそれを一般のところではできないのかとなったときは、例えば生活協同組合の共済を見てそれでつくっていこうというのはあるでしょうけれども、だから一本化でいいのかといったらそうではないと思うので、開発の可能性は多様にはあると思いますが、私は身近なところで自分たちで決定するということは非常に重要な仕組みだったと思います。

○吉野委員

私の言い方が不十分だったかもしれないけど、だったら、それは対等な条件下でやればいいじゃないかという疑問にどうお答えになるのか、なぜ優遇しなくちゃいけないんだという話なんですよ。

〇小川委員

優遇されていることを守ろうとは私は思っていません。このことが全面的に反対とかいう意味ではなくて、全部を魂を売るようなことはどうなんだろうと思っていて、そうであれば日本に生活協同組合があることの存在意義が問われる話にも今後ずっといきますよね。そういう意味で言ったわけで、全部これが反対とか言ってるわけではないです。

〇大塚委員

現行の生協法でも、10条は事業を多様に規定してるんですよ。例えば10条1項6号を

見ると、「前各号の事業に附帯する事業」という書き方をしているところから見ますと、これは解釈の対立がありますけれども、この事業は相互のコラボはいけないわけではないだろうと。附帯する事業があるんだから、附帯事業がほかの事業に流れていったんだったら、別に一つ一つ切っているわけじゃなくて、融合事業ができるんじゃないかというのが一方の考え方であるわけですね。それに見られるように、生活協同組合というのは共済だけじゃない。吉野委員の今の質問に答えるのであれば、生協がやるのは共済だけじゃないからと。共済事業をやって、それについての一つの事業としての安定性を図るんだったらば保険業法が一番それにすぐれた対応をしているわけです。そうすると保険業法のすぐれた規制の仕方を導入してもいいけれども、それは一つの事業にすぎないんだと。事業体としての生協全体を見たときには、例えばほかの事業とコラボする可能性があったら、そこは保険業法の及ばない範囲だろうということを言っているわけです。

ただし、そういうことを言いますと、一番具体的な話として言えば、それができるとかできないとかについては全然考えはないですけど、現物給付をする共済というのは生協の現行 10 条に基づいてつくったらやれないことはないんじゃないだろうかという解釈さえできるわけですね。そうすると、生協のやっている共済の発展可能性ということを考えたら共済というのは一事業にすぎないという見方からそういう話をしたんです。ただし、僕はそれをやれと言っているわけでもないし、将来そういう現物給付の共済が出たら厚生労働省が音を上げると思うんですね。だからそれは現実的ではないと思います。ただ、理論としての可能性として、共済は事業の一つにすぎないというところを僕は申し上げたかった。

○吉野委員

しつこいようですけど、仮に生協に関しては一般論としてそういうことが言えたとしても、金融に関連する分野の話はなぜ規制が厳しいかといえば、あれは要するに人様のお金を預かってやる事業について、いいかげんなことをさせないぞという意味なわけですよね。ほかの事業と違う趣旨でそもそも規制が存在しているわけですから、それをも超えて兼業、あるいは相互扶助、コラボが成立するというためには、もう一つ何か説明が必要なんじゃないかなと思えてならないんですけど。そうでないと、裏返して言えば保険の場合だって、銀行の場合だって、ついこの間起きたように、最悪の場合には国民の税金を使って処理しなければならないような事態になるわけですね。競争条件を対等にというのは、保険会社、金融会社の肩を持って言う話ではなくて、そこをきちんと規制をするということ自体が国民の生活の安定のための基礎的な条件だということでやってるんだと私は理解してるんですけども、そういう意味でいうとこの話はどういうふうに整理されるんだろうと。

○大塚委員

わかりました。そういう意味からいうんだったらば、農協法の改正のときも契約条件の

変更については農協法もOKじゃないですか。現実的な意味から保険業法でさえ契約条件の変更は入りましたけど、これは大変保険会社はずるいやり方をやったと僕は思ってるんです。それに比べて農協法で契約条件の変更をできるというのは、最後の最後はやっぱり組合だよというところだと思うんですね。それと同じように、契約条件の変更を考えるんだったらば、安全に安全を重ねる監視、入ってから契約継続中と破綻時と、まずやるべきことではあるんです。それでもだめだったときにといったら協同組合理論が出るんだと思うんですよ。僕はもろ手を挙げて契約条件の変更条項は入れてほしいと思ってるし、それと同じ意味で厳格な他業の禁止というのが必要ではないと思ってます。そこが最後の最後なんです。吉野委員が言うように、保険会社に対するような厳格な規制を敷いて、そこまでは同じなんです。というのは、共済事業は一つの事業ではあるけども、人の金を預かってる事業ですからとても大変な事業なんです。だからその点については、現行の最高と思われるような保険業法の規制を敷けと。だけど最後の最後なんです。その場合には最後は協同組合なんだろうということなんですね。

〇品川委員

破綻時対応ということは、兼業禁止ということだけではなしに、セーフティネット問題なりトータルにあるんだと思います。それはトータルに整備される必要があるというのは、かなりの部分先ほど事務局から御説明があったことに私も賛同する部分が大きいんです。 兼業禁止という問題については、資料の 22 ページに農協法のケースなども書かれておりますけれども、農協の全国連合会の共済事業については兼業禁止規定というのは明文化されていて、単位生協についてはその規定は存在しないということがあるわけです。そういう点では農協の単協というのと生協の単協というのはある種似た面があって、生活の場面場面を切り取って、その場面で単協ということではなくて、単位生協というのはまず生活協同と。農協の場合は生産者としての協同という面も一緒になる。生協の場合には生活者という側面での協同です。

いずれにせよ、トータルな面での相互扶助組織ということでの相互扶助ということはあって、そういう点でいうと、生協の場合に購買という面と共済という面と福祉という面が生活の場面では一つ一つ切り離されるものではなくて、トータルに営まれている。それを生活の場面で協同する活動なり事業なりというのは、一定総合化されたものとしてされる条件が維持されておく必要があるだろう。その場合に、経営破綻対応というのはきちんととる必要があるし、リスク遮断という意味合いについても、そういう組織の構造の中でどう取り入れていくかということは必要なんだろうと思います。その場合に単位生協まで含めてということと違って、農協と同じように全国連合会についてはリスク遮断、兼業禁止というのを何らか、全国連合会の兼業禁止というのも、生協の場合には歴史的経過がいろいろございますので、共済事業を大規模に行いながらほかの事業についてはごく一部という全国連合会もあったりするわけです。そういう点からしますと、全国連合会の場合で兼

業するにしても、兼業する両方の事業が相当規模になっているような場合について、何ら か兼業禁止のような措置をとるということはあり得ることだと思っております。

そんな点でいうと、御提案のあった資料の 22 ページに改正の方向性ということで御指摘があるのは、連合会と同時に一定規模の組合を対象に含めておいでですけど、単位生協の場合には一定規模があっても、前回のヒアリングのときにさいたまコープが説明していたように、1000 億を超えるような生協であっても、一つ一つの生活点では生活は一つのものですから、子育ても購買も共済も一緒くたになって行われているというのが実態です。連合会の場合と単協とは区別して対処する必要があるのではないか。 22 ページの御指摘については、考え方はわかりますが、連合会についてというふうに絞った上で整理していただくことが必要ではないかと思っております。

○清成座長

崎田さん、何か御意見ございますでしょうか。

○崎田参考人

いろんな御意見をいただきましたので、私が感じたところを含めて幾つか。それから、 前回専務の方がいろいろとお話しさせていただきましたけれども、御質問いただいたこと で保険との違いはどういうことがあるんだということについて、その辺の補足も含めてお 話しさせていただきたいと思います。私の場合はどちらかというと実務の方を担当してお りますから、実態論の中の話ということで聞いていただければと思います。

まず、先ほどから規制の問題ですとか、健全性基準の問題ですとか、開示の問題ですとか、透明性の問題ですとか、いろいろ御議論いただいていると思いますけれども、そういう必要性があるものは基本的にやっていかなければいけないと思っております。これはせんだっての小野岡の要望の中でもそういうふうにしているということを前提条件にしながら、ただ、生協の特性の中でどうなのかというものについては、ここをどう考えるかということが一つの論点なのかなと考えております。

例えば、私どもは今基礎利益を自主的に開示しております。さらにいいますと、もう5、6年前からそれを3利源ごとに自主的に開示しております。生保の方では大手が今年ぐらいから3利源別に開示されるようですけれども、私どもは、生保さんや他業界は開示していなかったのに、数年前から自主的に開示させていただきました。理由は簡単でございます。組合員が望んだからです。組合員の討議を年2回くらい、今年でいきますと1万7000人くらい参加しておりますし、全国600会場くらいでやってるんですけど、その中で、もっと透明性を高めてください、私たちのお金についての透明性を高めてくださいという意見がたくさん出ましたから、組合員に有益であれば法律にあろうがなかろうがやるべきだということで、非常に苦しかったんですけれども、やらせていただきました。同じように、経理の面でも区分経理をしっかりしていくということも、法令上もありますし、事業

別の損益を明らかにするとか、こういうこともきちっとやらせていただいております。

というように、基本は組合員さんにとって有益なこと、組合員さんが望まれていて判断するのに困らないこと、こういうことをベースに、どこかがやるからこうだじゃなくて、 必要があれば自分たちからやることが、基本的な視点ではないかなと思っております。

前回、参考資料の中で共済協会の方でみずからつくりました実施基準、ソルベンシーマージン比率を自主的にやりましょうとか、開示をやりましょうとか、いろんなことについて公表させていただいた資料を出させていただきましたが、これも同じ仕組みで、組合員さんからそういうものを自主的にやったらどうですかと。特に大規模になってきている生協さんについてはそういうことが必要ではないかという御意見をたくさんいただきましたから、じゃあやりましょうということで、自分たちでやってきました。必要があるのであれば組合員さんに問うて、組合員さんがリスク遮断しなさいというのであればするべきだと思っておりますし、そういうものをやりなさいというのであればやる。こういう運営を基本にしていきたいなと思っております。制度の開発にしましても、マーケティングをかけて、こういうものが必要じゃないかということで商品を開発はしておりません。組合員さんの中で、こういうものをつくっていただきたいというものがあれば、その制度をつくる場合には技術が要りますので、当然保険の技術も使いながらやりますが、その発端というのはこちら側からつくるということではなくて、こういうところが足りないからこういうことをやってほしい。じゃあそれができるのかどうかを検討してやるというふうに現実的にやらせていただいております。

こういうような実態がございますので、基本はそういうふうに置きながら、自分たちでまずきちっとやるということ。どこかがやったからということではなくて、そういう視点で前回、小野岡の方が自治、自主という言い方をしましたが、そういう視点を大事にしながらできることはきちっとやることだと思います。生保さんや損保さんが入れられている技術で必要なものについては、透明性や健全性がとらまえられるような高度な事項があれば、事項ごとに自分たちで判断してやるということが必要ではないかと思っております。

○清成座長

崎田さん、全労済の事務局体制というのはどのくらいの規模になってるんですか。

○崎田参考人

役職員で3700名くらいでございます。

○清成座長

専門家の方も大変多くいらっしゃるんだと思いますけど、つまり事務局の論理で動いて しまうというようなことは全くないということなんでしょうか。

○崎田参考人

絶対ないのかと言われますとあれですが、活動計画ですとか、こういう商品をつくりますというのは、年2回の組合員討議を通過して、そして総会で決定していただかないとつくれないようになっておりますので、基本的にはそのルールを守るべきではないかと。それが生協ではないかなと思っておりますので。実態の運営上はそれを守っております。

○吉野委員

繰り返しで恐縮ですが、私も生活協同組合の存在意義については、経済の市場化が進ん でいる現状で大事な存在であると、もちろんそう思っているんですけれども、それとさっ きからの話はちょっと違う話ではないでしょうか。今の話をお聞きすると、そういう生協 活動の趣旨にのっとってとてもうまくいった話ですよということはわかるんですけど、じ やあいつもいつもうまくいくのかということが問題なのであって、うまくいかなかったと んでもない生協を私たちはたくさん見てきてるわけです。財政に火がついちゃってどうに、 もならないとか、実態を隠しちゃった悪質な例だとか。協同組合の成功例や一般論のプリ ミティブな話をうかがっても、これからも大丈夫だとは素直には思えない。金融の話がな ぜ規制が厳しいかといえば、ほかの分野だったら、私のところは一生懸命やりますと言え ば、どうぞ自由に勝手にやりなさいと言えばすむ。だめになったり問題を起こしたりして も、それは事後に始末すればいい、それが消費者に累が及ぶようなことがあったとしても、 それは事後のセーフティネットを整えておけばいいという話です。ところが金融の話は影 響が大きすぎる、広がりすぎるからそうはいかない。だから、この分野に関しては事前規 制が必要ではないかという話をしてるわけです。私のところは一生懸命やりますという話 だけでそれを任せるわけにはいかないから事前の規制をどうするかという議論なのであっ て、それについて生協がどういうふうにこたえるかという話をしていただかないと、まだ 私としてはよく理解できないということなんですけど。

○清成座長

単位生協でもそうでしょうけど、あるいは共済事業の規模が大きくなればなるほど生協 らしさというのは消えていくわけでしょ。

○小川委員

私の顔を見て言われても、私はそうですとは言いませんけれども、企業でも倒産するところは倒産するし、経営のだめなところはだめというのは、株式会社であれ生協であれー緒だと思ってるんです。生活協同組合の社会的に必要な役割というのは、ある意味で社会的な相互牽制力を持つことだというふうに私はずっと、どの活動でもそのスタンスでやってきたんですけれども、福祉においても流通においてもですね。そういう意味で、金融や保険の問題というのも、市場にあるからそれに乗っかっていくだろうと。しかし、そこに

正直な決定なプロセスだとか、経営の透明性だとか、そういうことを考えていく一つの牽制力としてどう役割を果たすかということと、先ほど商品はどこでも開発するだろうと言われたように、身近な決定のプロセスの中で自分が自分たちの生活に必要というものを、組合員の討議と総意をもってつくっていくというものがあってもいいと思ってこの間きていて、それが大きくなってきたから一定程度の基準にちゃんと乗っかってやりなさいよというところは別に反対してるわけじゃないんです。ただ、私は社会的な牽制力として、多くの人が見えない問題とか、希望していることを代弁するのが生活協同組合の役割としてすごい高いと思っているので、そういう共済があってもいいだろうという主張なんですね。ですから、経営は生協だけがだめなわけじゃないと思います。逆に吉野さんが生協の共済を特別優遇するというものを与えるとしたら、どんなものだったら与えるというふうに考えるかというのも、一つ考えてもらいたいと思います。

○清成座長

よくわかります。組織の運営の原理としては株式会社がシンプルなんですよね。生協は原理原則が2つあるんですよね。この2つは矛盾してるんですね。矛盾してるものを統合してるものだから、議論するとどこかで……。恐らく規模が大きくなればなるほど限りなく株式会社に近づいてしまうんですね。そういう面があるんですよね。私はかつて信用組合、信用金庫を調べたことがあるんです。規模が大きくなって金融機関として成功すればするほど株式会社の銀行に近づくんですよね。これは員外利用から、テリトリーも広域になりますし、信用組合というのは預金も貸し出しも全部組合員内部で、それが信用金庫になったら貸し出しなんか広がりますよね。預金も員外に広がっていくと。ヨーロッパの例を見てると、ほとんど信用金庫は銀行になっちゃうんですね。日本でも信用金庫が銀行になった例があるわけです。これは購買事業だって、大きくなればなるほど限りなく株式会社のスーパーに近づいていくんですよね。しかも専門能力を持っていくということも確かなんですね。

ややこしいのは、生協の場合に2つの原理があるんじゃないかという。事業が大きくなって成功すればするほど株式会社に近くなる。そうすると組合員の利害から離れるじゃないかと。原点に回帰しなければならないと。それで相互扶助ということをまた言うということで、ぐるぐる回ってるんですよね。それは 100 年も前にテンニエスという社会学者が見事に指摘してるんですよね。ゲマインシャフトという相互扶助の組織からゲゼルシャフトになっていく。これは社会という意味もあれば会社という意味もあります。ゲゼルシャフトということは結局は株式会社ということになるわけですね。しかし社会的にそういうものが覆ってしまうとぎくしゃくするというので、それでテンニエスはゲマインシャフトとゲゼルシャフトのいい点だけをとろうといってゲノッセンシャフトという組織を考えたんですね。これが協同組合というふうに翻訳されたわけです。

だけど考えてみたら、相互扶助の原理と株式会社の原理というのは矛盾したものをそも

そも持っているのが協同組合なんですよね。内部に対しては常に相互扶助とか、あるいは 自主性とか自己責任とか言う。しかし外部に対しては明白に、規模が大きくなればなるほ ど生協であっても完全に保険会社のライバルになるわけですよね。だから経済主体として は完全に同様になってしまう。だから規制をかけろという話にもなってくるわけです。問 題は、生協らしさというのが一体どこまで保持できているのかという、その辺で適当に線 を引くしかないんじゃないかという。

〇山下委員

うちの家で加盟してる生協なんかも、食べ物の安全性みたいなものを非常に強調されていて、それは大いに賛同して使ってるわけです。金融とか保険についていえば、まさに安全であるということが食べ物の安全性と全く同じような意味合いを持つと思うんですね。それを保障できないサービスというのは幾ら生協のフィロソフィがあるからといって、そう正当化されるものではないんだろうということでして、経営される側から考えても、自分たちに技術的な能力があって、基盤がないと恐ろしくて提供もできない話になってくるというのは直感的にわかるだろうと思うので、ただそうはいいながらも生協の運動の中で組合員に、100%、120%の安全性はないけれども、こういう理念でやってますという考え方も一方であると思うんです。それがどこまで正当化できるかというのは、余り大きい余地はないと思うんですけれども、そういう余地もあるかもしれないので、そこを考えるということでしょう。大規模になればなるほど理念だけで動いていける世界ではなくて、一定の技術が要るんだろうし、そういう技術を確認していけば法律上の規制というのがまさにそういうものですねというところがおのずとわかってくるんじゃないかなという気がするんですが。

○清成座長

きょうは本質論というところまでいって、大変有益な議論が展開されたんじゃないかと思います。ただ、結論的にいえば、きょうの資料5のいろんな項目における改正の方向性という点では皆さん方そんなに意見は食い違わないような感じもするんですが。

〇小川委員

基本的にはそうだと思うんですが、改正の方向性という黄色い枠の中をどう考えていくかの問題は、共済だけの問題じゃなくて、生活協同組合の問題ですから、きょうで終わりということではないと思うんですね。ちょっと私が気になっているのは、根拠法のない共済というところもありますけれども、それと保険と制度共済のはざまにある根拠法のない共済というところに、もしかしたら小さなさまざまな公的な助け合いの問題があるかもしれない。ですから、大きな流れの中に飲み込まれていく、それを基準としていくことと、もう一つは、多様性をどのように考えていくかというしなやかさを持つというのがこのあ

たりにもしあると、そこのはざまに今生協の共済事業のところが置かれているような気が しますので、ここはぜひもう少し議論をする時間を持ってからにしていただきたいと思い ます。

○清成座長

きょうのところは議論を展開するということで御発言いただいたわけでございます。予 定の時間が来ておりますので、本日の検討会はこれまでにしたいと思います。引き続き議 論を続けるということになろうかと思います。

次回の日程について事務局から御説明をお願いいたします。

〇千田課長補佐

次回の日程につきましては9月27日水曜日、10時から12時までを予定しております。 開催場所等の詳細につきましては後日改めて御連絡さしあげます。よろしくお願いいたします。

○清成座長

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了したいと思います。 どうも大変ありが とうございました。

(了)